

1. 許可の概要

- オープンカフェの設置など道路を利活用する際には、道路法に基づく道路占用許可、道路交通法に基づく道路使用許可が必要となる。
- 道路占用許可については、占用しようとする者が道路管理者に申請し、原則として、道路敷地外で余地がないためにやむを得ないものであり、政令で定める基準に適合する場合は許可される。
- 道路使用許可については、使用しようとする者が管轄する警察署長に申請し、以下のいずれかに該当する場合は許可される。
 - ・ 現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき
 - ・ 許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき
 - ・ 現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき

2. 地方公共団体、まちづくり団体からの代表的な意見

※市区町村、まちづくり団体に対するアンケート調査（国土交通省都市局まちづくり推進課R1.8）より

- 道路占用・使用許可を受けることが困難
 - ・ 賑わい空間として活用することに警察の理解が得られにくい。
 - ・ 行政主体で申請しないと許可が出にくい。
 - ・ 祭りなど慣習になっているものであれば良いが、新たなイベントだと難色を示される。
- 許可申請の手続簡素化に関する要望
 - ・ 協議や申請に時間を要するなど負担となっている。
 - ・ 年間を通じて複数回ある取組に対する一括申請など、許可を弾力的にしてほしい。
- その他の要望
 - ・ 道路空間の再構築に関する理解が得られにくい。

1. 許可の概要

- 飲食店を営業する場合、固定店舗、仮設店舗ともに、食品衛生法に基づく営業許可が必要となる。
- 飲食の営業を行う施設の基準については、条例で都道府県が定めることとなっている。（※営業施設の基準は、参酌基準として厚生労働省令で規定し、自治体における取扱いを平準化（令和3年6月1日施行）。）
- 営業を営もうとする者が管轄の保健所に申請し、条例で定めた施設の基準に該当する場合は許可される。

2. 地方公共団体、まちづくり団体からの代表的な意見

※市区町村、まちづくり団体に対するアンケート調査（国土交通省都市局まちづくり推進課R 1.8）より

- 仮設店舗等での飲食営業に対する要望
 - ・ 出店回数等の制限があるなど、仮設店舗による定期的な営業がしづらい。
 - ・ 屋外にイス、テーブルを設けて食品を提供することに制限がある。